

仕 様 書

1 件名

令和7年度下半期営業用ノベルティの制作業務（紙手提げ袋他1品目）

2 目的

申込・契約時の書類を手交又はUR賃貸住宅のロゴを使用したノベルティグッズを配布する際に使用し、ブランド認知を図るため。

3 契約期間

契約締結日の当日から令和7年11月30日まで

4 品目及び数量

紙手提げ袋 14,475 部

ビニール手提げ袋 46,800 部

※2品目ともに、納品先ごとに数量指定あり。

5 デザイン

デザイン指定あり。仕様書別紙1を参照のこと。

デザインの詳細については、契約締結後、UR都市機構担当者又はデザイン制作管理者である株式会社電通が電子データ(Adobe Illustrator 形式)を受注者へ提供する。

※提供データについては、アウトライン化されたイラストレータデータであり、RGB形式とする。

6 納入期限

令和7年11月28日（金）、29日（土）

※当該ノベルティは令和7年12月1日（月）から使用するため、遅滞なく納品すること

7 納品場所

全国 計93カ所を予定／時間指定あり（10：00～12：00）

納品先の詳細及び各数量は仕様書別紙2のとおり

※納品に係る費用は受注者が負担すること。

※送り状に「令和7年度下半期営業用ノベルティ（紙手提げ袋）」、「令和7年度下半期営業用ノベルティ（ビニール手提げ袋）」とそれぞれ明記すること。

※仕様書別紙2納品先No.1におけるビニール手提げ袋について、50部に分けて納品を行うこと。
（それぞれ複数個口となっても構わない）

※新宿アイランドタワーへ搬入の場合、高さ2.7m、重さ2t以下の車両を使用のこと（ロング不可）。

※UR都市機構西日本支社（ハービスエントオフィスタワー）への納品については、高さ3.5m以下の車両を使用のこと。

※発送作業完了後、各拠点における荷物の問合せ番号がわかるものを納品日までに提出すること。

8 商品規格

■紙手提げ袋

＜型式＞穴あけひも通しタイプ（穴部分に補強有）・底紙有

＜寸法＞T400mm×Y280mm×D80mm

＜外側面＞4 C印刷 マットP P加工

＜用紙＞A2コート 157 g

＜口・底＞ボール紙

＜手持ち紐＞スピンドルひも（芯入り）太さ7mm・長さ45cm・持ち手部分30cm程度

※色は見本と同等品とする

※1箱あたりの枚数を100枚程度とし、袋が折れないように平置きで梱包すること。

※水濡れ防止のため、紙袋をビニール等の袋に入れた上で箱に入れる等の梱包をすること。

■ビニール手提げ袋

＜サイズ＞305mm×445mm 小判手穴抜き

※サイドシール、ボトムシールは問わない

＜材質＞0.07mm厚LDPE（低密度ポリエチレン）

＜印刷＞現状グラビア印刷であるが、印刷方法は色味等が同等であれば不問

表裏4C

＜色＞乳白色（5%混入）

※100枚ごとにPP袋に入れ、1箱あたりの枚数を500枚程度とする。

※袋が折れないように平置きで梱包すること。

※別途受注者に提供するサンプル商品を確認し、忠実に再現すること。

※提供データを元に、RGBからCMYKへの変換又は版分け等色校正出校に必要なデータ制作を受注者にて行うこと。

※「紙マーク」「プラマーク」をそれぞれ印字すること。印字場所及び色については、受注者へ別途指示する。なお、印字にあたってのデータ加工については受注者にて行うこと。

（製版データの作成やデータ調整も受注者負担において実施すること。）

※用紙及びインキ等は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において定められている【判断の基準】に適合していること。

※その他詳細については、別途指示するものとする。

9 色校正（2品目共通）

＜回数＞本紙校正を原則3回実施すること。（企業ロゴを印刷するため）

※初校または再校にてUR都市機構担当者が校了と判断するときは、この限りではない。

※3回実施した時点で指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、校了となるまで校正を実施すること。

※規定色校回数（状況により指定回数以上の校正可能性あり）を含めて納品指定日までの納入を確実に行うこと。

＜部数＞各校正時に3部提出すること。

初校提出時は、近似値周辺の3パターン以上を3部ずつ（計9部以上）提出すること。
＜各校正提出先＞UR都市機構担当者及びデザイン制作管理者が指定する場所
（首都圏内最大3カ所）

- ※本件は印刷物に企業ロゴを使用するため、微細な補正が求められることから、デザインの部分的なCMYKの色補正についてもUR都市機構担当者等の指示に対して厳正に対応すること。
- ※データ入稿時に支給する色見本にのっとった初校を提出すること。
- ※入稿時及び各出校時には印刷業者営業担当同席のもと、デザイン制作管理者との打ち合わせを設けることもある。（別途指示するものとする。）
- ※初校から責了まで、オペレーターを統一すること。
- ※校正戻しについては出校日の翌々営業日以降とするため、それを踏まえたスケジュールとすること。（営業日は土日祝を除く平日とする。ただし、17時を過ぎた出校については翌営業日を出校日とするものとする。）
- ※色校正にて校了したものと相違ない製品を納品することとし、判断はUR都市機構担当者にて行うものとする。

10 包装・梱包

適宜数量をダンボール箱に入れ、製品に折れや水濡れ、破損や汚損等のないよう適切に梱包すること。
箱の側面の見やすい箇所に「品目」「数量」「納品年月」を明記すること。

11 製作見本（サンプル）

入札に参加する者は必ずサンプルの確認を行い、確認の際はUR都市機構担当者へ事前に連絡すること。
※サンプル確認可能時間は、10時から17時まで。（正午から13時までを除く。土日祝を除く）
※確認は事前に連絡の上、担当部署宛に直接来訪にて行うものとし、郵送等での送付は行わない。
※提供数は1社につき1点とする。
※数に限りがある為、先着順となり残り1つになった場合は閲覧とする。

12 請求書

請求書は一括して以下の宛先に提出し、納品の内訳が確認できるものを添付すること。
〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー16階
独立行政法人都市再生機構 住宅経営部営業推進課

13 その他

- （1）受注者は、契約締結日から2営業日以内に確定作業工程表（入稿から納品までのスケジュール）を電子メールにてUR都市機構担当者へ提出し、承認を得ること。
- （2）受注者は、契約締結日から2営業日以内に品目ごとの入札金額内訳を電子メールにてUR都市機構担当者へ提出すること。（様式は任意）
- （3）納入期限の前日から起算して7営業日前の日までに納品サンプル（完成見本）各10部をUR都市機構担当者宛に提出し確認を得ること。
- （4）印刷完了後、納入期限までに、CMYK補正を行った最終版下データ（Adobe Illustrator 形

- 式)を、UR都市機構担当者及びデザイン制作管理者宛に納品(提出)すること。
- (5) 受注者は、納品後に商品の不良や数量等の誤りが明らかになった場合には、速やかに且つ適切に対応すること。発注者であるUR都市機構担当者の判断により、納品物を不良と見なす場合がある。
 - (6) 受注者は、UR都市機構担当者と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、UR都市機構担当者の確認を得ること。
 - (7) 本契約の履行に関する情報及びデザインは、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
 - (8) 発注者が必要であると認めるときは、受注者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
 - (9) その他不明な点は別途UR都市機構担当者の指示によるものとするが、この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、解決するものとする。

14 担当部署

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー16階
独立行政法人都市再生機構 住宅経営部営業推進課 森田(優先)・柴田
電話: 045-650-0733

以 上

別添 1 契約書

請負契約書

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 契約の名称 | 令和7年度下半期営業用ノベルティの制作業務（紙手提げ袋他1品目） |
| 2 | 仕様 | 別添仕様書のとおり。 |
| 3 | 契約期間 | 契約締結日から令和7年11月30日まで |
| 4 | 契約金額 | 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円） |
| 5 | 支払条件 | 完成払 |

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏 名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住所
氏 名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。）。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(仕様書等の変更)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第7条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を

受注者に支払うものとする。

- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第11条 削除

（契約不適合責任）

第12条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第13条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第20条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限り

でない。

（受注者の催告によらない解除権）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第14条又は第15条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定し

たとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第21条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第22条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第25条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別添 仕様書



紙手提げ袋



ビニール手提げ袋

N O.	エリア	タイプ	宛先	郵便番号	住所	定休日	宅配エリア	R 7 年下期 紙手提げ袋	R 7 年下期 ビニール手 提げ袋
1	本社	本社	本社住宅経営部 営業推進課 森田	231-8315	神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー16階	土・日・祝	関東	0	0
2	営業センター案分	本部	東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業企画課	163-1382	東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー16階	土・日・祝	関東	300	0
3	営業センター案分	本部	UR住宅経営部 法人・宅建営業課	163-1382	東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー16階	土・日・祝	関東	0	300
4	営業センター案分	営業センター	UR八重洲営業センター	103-0028	東京都中央区八重洲1-8-17 新横町ビル4階	なし	関東	0	1,500
5	営業センター案分	営業センター	UR新宿営業センター	163-1302	東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー1階	なし	関東	300	3000
6	営業センター案分	営業センター	UR立川営業センター	190-0012	東京都立川市曙町2-7-16鈴春ビル5階	水	関東	0	1000
7	営業センター案分	営業センター	UR渋谷営業センター	150-0002	東京都渋谷区渋谷区渋谷1-16-9渋谷K・1ビル6階	水	関東	1500	500
8	営業センター案分	営業センター	UR多摩営業センター	206-0033	東京都多摩市落合1-11-2多摩センター駅1階	水	関東	0	500
9	営業センター案分	営業センター	UR錦糸町営業センター	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5東京トラフィック錦糸町ビル本館8階	水	関東	1000	0
10	営業センター案分	営業センター	UR町田営業センター	194-0021	東京都町田市市中町1-1-16東京建物町田ビル6階	水	関東	700	0
11	営業センター案分	営業センター	UR津田沼営業センター	274-0825	千葉県船橋市前原西2-1 4-5 榊原第二ビル4 階	水	関東	700	1,000
12	営業センター案分	営業センター	UR松戸営業センター	271-0091	千葉県松戸市本町7-1 0 ちばぎん松戸ビル8階	水	関東	1000	500
13	営業センター案分	営業センター	UR稲毛海岸営業センター	261-0004	千葉県千葉市美浜区高洲4-5-1 0	水	関東	100	1000
14	営業センター案分	営業センター	UR柏営業センター	277-0852	千葉県柏市末広町7番3号 柏第一生命ビル6 階	水	関東	800	1200
15	営業センター案分	営業センター	UR横浜営業センター	221-0056	神奈川県横浜市中区金港町1-4 横浜イーストスクエア2 階	水	関東	500	0
16	営業センター案分	営業センター	UR港南台営業センター	234-0054	神奈川県横浜市中区港南台3-3-1 港南台214ビル3階	水	関東	500	0
17	営業センター案分	営業センター	UR大宮営業センター	330-0853	埼玉県さいたま市大宮区錦町682-1 J R 大宮西口ビル1階	水	関東	500	500
18	営業センター案分	営業センター	UR新越谷営業センター	343-0845	埼玉県越谷市南越谷1-17-2朝日生命越谷ビル7階	水	関東	700	500
19	営業センター案分	営業センター	UR所沢営業センター	359-1123	埼玉県所沢市日吉町15-14所沢第一生命ビル4階	水	関東	600	600
20	東京東	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ千歳鳥山	157-0062	東京都世田谷区南鳥山4-12-5並木ビル4 階	水	関東	0	100
21	東京東	現地	UR恵比寿現地案内所	153-0062	東京都目黒区三田1-4-4恵比寿ビュッテ1211	水	関東	0	200
22	東京東	現地	UR晴海現地案内所	104-0053	東京都中央区晴海1-8-5 晴海アイランドビル17F-17F-1308	水	関東	50	0
23	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ吉祥寺	180-0003	武蔵野市吉祥寺南町2-3-15 吉祥寺フコク生命ビル4 階	水	関東	0	300
24	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ久米川	189-0013	東京都東村山市栄町2-1 0-2 ガルル・ビル1 階	水	関東	0	300
25	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ八王子	192-0082	八王子市東町9-10 ECS第3 5ビル2階	水	関東	0	400
26	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ町田山崎	195-0074	町田市山崎町2200 町田山崎団地3-17	水	関東	0	300
27	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ永山	206-0025	多摩市永山1-5-17 永山2階203号室	水	関東	0	300
28	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ南大沢	192-0364	八王子市南大沢2-1-6フレンテ南大沢新館4 階	水	関東	0	200
29	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップひばりヶ丘	188-0001	西東京市谷戸町3-27-24ひばりが丘アザラビ 1階	水	関東	0	500
30	多摩	現地	UR国立現地案内所	186-0003	国立市富士見台1-7 国立富士見台1-1 2-1 0 6	水	関東	0	200
31	多摩	現地	UR東伏見現地案内所	202-0014	西東京市富士町1-7 ブロムロード東伏見7 4-1 0 4 号室	水	関東	0	300
32	多摩	現地	UR調布エリア現地案内所	182-0026	調布市小島町3-51-2 シティハイツ調布小島町2-1 0 3 号室	水	関東	0	200
33	東京北	エリア経営部	UR都市機構 東京北エリア経営部 営業課	170-0013	東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル4階	土・日・祝	関東	0	200
34	東京北	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ北千住	120-0034	足立区千住3-76 1階	水	関東	0	1000
35	東京北	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ青戸	125-0062	青戸3-27-11 南葛ビル5階	水	関東	0	200
36	東京北	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ光が丘	179-0072	練馬区光が丘2-10-2 IMA東館 店舗内	水	関東	0	500
37	東京北	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ高島平	175-0082	板橋区高島平 2-32-1号棟 1階	水	関東	0	500
38	東京北	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ王子	114-0002	北区王子5-2 王子五丁目団地10号棟103号室	水	関東	0	1000
39	千葉	エリア経営部	UR都市機構 千葉エリア経営部 営業課	261-8501	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟 20F	土・日・祝	関東	0	2000
40	千葉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップイオンモール千葉ニュータウン	270-1350	千葉県印西市中央北3-2(イオン)千葉ニュータウン3階	水	関東	0	700
41	千葉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ稲毛駅前	263-0043	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-3-8アクシスビル5階	水	関東	60	500
42	千葉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ北習志野駅前	274-0063	千葉県船橋市習志野台3-2-122	水	関東	0	500
43	千葉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ新浦安駅前	279-0012	千葉県浦安市入船1-5-11新浦安A館3階	なし	関東	50	300
44	千葉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップつくば駅前	305-0031	茨城県つくば市吾妻1-8-10 BiViつくば2階	水	関東	0	100
45	千葉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ取手駅前	302-0004	茨城県取手市取手3-4-8 海方ビル4F	水	関東	0	600
46	千葉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ花見川	262-0046	千葉県千葉市花見川区花見川3-19-102	水	関東	0	500
47	千葉	現地	UR幕張ベイタウン現地案内所	261-0013	千葉県美浜区打瀬3-4-2 0-1 0 2	水	関東	0	100
48	千葉	現地	UR成田ニュータウン現地案内所	286-0048	成田市橋賀台3-5-2 5 成田ニュータウン管理センター内	水	関東	0	100
49	千葉	現地	UR八千代ゆりのき台パークシティ現地案内所	276-0042	八千代市ゆりのき台3-7-1 八千代ゆりのきパークシティ1号棟203号室	水	関東	100	300
50	千葉	現地	UR千葉幸町現地案内所	261-0001	千葉県美浜区幸町2-1 2-1 4-3 0 1	水	関東	0	400
51	神奈川	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ湘南	254-0042	神奈川県平塚市明石町10-1	水	関東	0	500
52	神奈川	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ相模大野ジョイモアーズ	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-9-1 相模大野ジョイモアーズビル5F	水	関東	0	200
53	神奈川	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ日吉	223-0062	神奈川県横浜市中区日吉本町1-2-2慶月ビル2F	水	関東	0	400
54	神奈川	現地	UR本牧エリア現地案内所	231-0821	横浜市中区本牧原2 1 ベイシティ本牧南6 号棟1 0 8 号室	水	関東	0	300
55	神奈川	現地	UR中山現地案内所	226-0019	横浜市長区中山1-29 中山駅前ハイッツ6号棟105号室	水	関東	0	140
56	神奈川	現地	UR戸塚エリア現地案内所	244-0002	横浜市戸塚区矢部町321プロムナード矢部8号棟806号室	水	関東	0	100
57	神奈川	賃貸ショ	UR賃貸ショップ二俣川	241-0821	神奈川県横浜市中区二俣川1-43-28 ドン・キホーテ二俣川店4階	水	関東	0	200

N O.	エリア	タイプ	宛先	郵便番号	住所	定休日	宅配エリア	R 7 年下期 紙手提げ袋	R 7 年下期 ビニール手 提げ袋
58	埼玉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ川口	332-0017	埼玉県川口市栄町3-5-9 安藤ビル2階	水	関東	0	500
59	埼玉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ上福岡	356-0006	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-4コンフォール霞ヶ丘11-105	水	関東	0	400
60	埼玉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ南浦和	336-0017	さいたま市南区南浦和2-38-8ケ7ビル3F	水	関東	20	650
61	埼玉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ東大宮	337-0051	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-17-10 エグゼ・キュート1階	水	関東	0	500
62	埼玉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ上尾	362-0042	埼玉県上尾市谷津2-1-50 上尾協和ビル3階	水	関東	0	500
63	埼玉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ若葉	350-0214	坂戸市千代田3-21 若葉駅前ビル2-105	水	関東	0	500
64	埼玉	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ新所沢	359-1111	所沢市緑町1-5 プラティ新所沢けやき通り1号棟	水	関東	0	300
65	埼玉	現地	URせんげん台現地案内所	343-0041	越谷市千間台西3-4 せんげん台パークタウン四番街2号棟106号室	水	関東	0	300
66	中部	支社	UR都市機構 中部支社 住宅経営部 営業推進課	460-8484	愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階	土・日・祝	中部	0	40
67	中部	営業センター	UR名古屋営業センター	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-8-26 エニシオ名駅6階	なし	中部	200	500
68	中部	営業センター	URナゴヤドーム前営業センター	461-0048	愛知県名古屋市中村区矢田南四丁目102番3号 イオンモールナゴヤドーム前3階	なし	中部	600	800
69	中部	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ金山	456-0002	愛知県名古屋市中村区金山町1-5-3 トーク金山ビル1F	水	中部	0	350
70	中部	営業センター	UR高蔵寺営業センター	487-0011	愛知県春日井市中央台1-2-2 サンマルシェ南館1F	水	中部	20	200
71	中部	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ星ヶ丘	464-0026	愛知県名古屋市中村区井上町49-1 名古屋星ヶ丘ビル1階	水	中部	0	500
72	中部	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ志賀公園	462-0056	愛知県名古屋市中区中丸町2-66 アーバニア志賀公園2号棟1F	水	中部	20	0
73	中部	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ有松駅前	458-0824	愛知県名古屋市中村区鳴海町字有松裏200 イオンタウン有松1階	水	中部	50	350
74	中部	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ岩倉	482-0001	愛知県名古屋市中村区南江向24-5 岩倉団地商店街内	水	中部	0	200
75	中部	賃貸ショップ	UR賃貸ショップみよしアイモール	470-0224	愛知県みよし市三好町青木9 1番地イオン三好ショッピングセンター2階	水	中部	0	300
76	中部	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ名駅ユニモール	450-0002	名古屋市中村区名駅4-5-2 6先 1 2 6 区画 (AB3エリア)	施設に準じる	中部	0	200
77	中部	現地	UR相生山現地案内所	468-0046	名古屋市中村区方1-149 10号棟104号室	月～木	中部	0	200
78	西日本	支社	UR都市機構 西日本支社 住宅経営部 営業開発課	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスエントオフィスタワー12階	土・日・祝	関西	100	5000
79	兵庫	エリア経営部	UR都市機構 兵庫エリア経営部 企画課	〒651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号 三宮ビル南館5階	土・日・祝	関西	0	200
80	西日本	営業セン	UR梅田営業センター	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスエントオフィスタワー12階	なし	関西	500	500
81	西日本	営業センター	URなんば営業センター	〒542-0076	大阪府中央区難波4丁目1-1 5 近鉄難波ビル7F	水	関西	100	1000
82	西日本	営業センター	UR神戸営業センター	〒651-0001	神戸市中央区加納町4-2-1 神戸三宮阪急ビル8階	水	関西	1500	500
83	西日本	営業センター	UR京都営業センター	〒604-8171	京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1井門明治安田生命ビル1F	水	関西	500	500
84	西日本	営業センター	UR泉北営業センター	〒590-0115	堺市南区茶山台1丁目3-1 (バンジョ2階)	水	関西	700	1000
85	西日本	営業センター	UR枚方営業センター	〒545-0052	枚方市岡東町1 4-4 1	水	関西	0	200
86	西日本	営業センター	UR高槻営業センター	〒569-0803	高槻市高槻町9-2 4 スクエアビル1階	水	関西	700	1200
87	西日本	店舗等	株式会社第一ビルサービス 岡山支店	〒700-0975	岡山県岡山市北区今4丁目9-23 第一今ビル8F	土・日・祝	中国	5	20
88	九州	支社	UR都市機構九州支社 住宅経営部 営業推進課	810-8610	福岡市中央区長浜2-2-4	土・日・祝	九州	0	500
89	九州	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ博多駅前	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-5-2 8	水	九州	0	1000
90	九州	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ西新	814-0002	福岡市早良区西新4-8-30	水	九州	0	500
91	九州	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ六本松	810-0044	福岡市中央区六本松4-2-2六本松421 1階	水	九州	0	500
92	九州	管理事務所	梅ノ木募集案内所	807-0006	遠賀郡水巻町梅ノ木団地 管理サービス事務所内	水	九州	0	100
93	九州	管理事務所	新下関管理サービス事務所	751-0874	下関市秋根新町7 7号棟1階管理サービス事務所内	水	九州	0	50